

休業協力要請に対する確認調査

1 趣 旨

県は、4月16日の対策本部にて、同18日からの休業協力要請の実施と「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の制度化を公表した。

また、県は、4月18日及び19日において、県内市町村の協力を得て、県内各地の休業協力要請への対応について、大まかなトレンドを把握した。

これら取組みを踏まえ、5月6日までの間、下記により、休業協力要請を行った施設の具体的な対応状況につき、対象施設及び確認事項を明確化した上で、確認調査を実施する。

2 確認調査の概要

(1) 確認者 市町村

(2) 確認日時 火・木・土の各日、15時・20時30分の2回

※ 15時の回は、運動・遊技施設、商業施設（休業協力要請を行った施設に限る。）について、20時30分の回は、遊興施設、食事提供施設について、それぞれ確認することを想定（別紙参照）。

※ 5月6日までの間に、6日、12回分の調査を実施。

(3) 対象施設及び確認事項 別紙のとおり

(4) 確認施設数

岐阜市 200施設／回（400施設／日）

その他の市 60施設／回（120施設／日）

町村 10施設／回（20施設／日）を目安。

(5) 留意事項

調査ごとの確認施設は重複させず、できる限り悉皆的に調査する。

(6) 報告方法

市町村から県事務所に対し、調査日中に調査票を回付していただき、県においてとりまとめを行う。

調査対象施設

施設区分	施設の種類	主な調査時点	確認事項
遊興施設等	キャバレー	20:30	1. 休業しているか、営業しているか 2. 営業している場合、施設の種類、施設名
	ナイトクラブ	20:30	
	スナック	20:30	
	バー	20:30	
	パブ	20:30	
	性風俗店	20:30	
	個室ビデオ店	15:00	
	インターネット・漫画喫茶	15:00	
	カラオケボックス	15:00	
	運動・遊技施設	民間運動施設（体育館・プール）	
ボーリング場		15:00	
スポーツクラブ（ジム）		15:00	
ヨガスタジオ		15:00	
麻雀店		15:00	
パチンコ屋		15:00	
ゲームセンター		15:00	
商業施設	古本屋	15:00	1. 休業しているか、営業しているか 2. 営業している場合、施設の種類、施設名
	DVD/ビデオショップ・レンタル	15:00	
	土産物屋	15:00	
	スポーツ用品店、ゴルフショップ	15:00	
	スーパー銭湯・岩盤浴・サウナ	15:00	
	エステサロン・日焼けサロン・脱毛サロン	15:00	
食事提供施設	飲食店	20:30	1. 休業しているか、営業しているか 2. 営業している場合、施設の種類、施設名、時短営業の実施状況
	料理店	20:30	
	喫茶店	15:00	
	居酒屋	20:30	

特別定額給付金（仮称）事業（案）

1 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2 事業の実施主体と経費負担

- ・実施主体は、市区町村とする。
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助(10/10)を行う。
- ・実施に要する事務経費については、特別定額給付金（仮称）給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）を受けて開始された特別定額給付金給付の事務に係るものであれば、特別定額給付金給付事務費補助金の対象となる。

3 給付対象及び受給権者

(1) 給付対象者

- ・給付対象者は、基準日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）とする。
- ・基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者及びその同伴者であって、基準日において居住している市区町村にその住民票を移していないものについては、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合には、当該市区町村において給付対象とする。
- ・外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、対象とならない。

(2) 受給権者

- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。

(3) 基準日

- ・基準日は、全国で統一的に定めることとし、令和2年4月27日とする。

4 給付額

- ・世帯構成員 1 人につき 10 万円として算出される額

5 申請方法等

(1) 申請様式

- ・国において、統一様式を作成する。

(2) 申請方法

- ・感染拡大防止の観点から、申請方法は「Ⅰ 郵送申請方式」及び「Ⅱ オンライン申請方式」を基本とし、広報によりその旨を周知する。なお、オンライン申請方式の実施に必要となる受付システムについては、国においてマイナポータルを拡充し、整備を行う。

Ⅰ 郵送申請方式

- ・市区町村は、特別定額給付金の申請書を受給権者宛て郵送する。
- ・受給権者は申請書に振込先口座情報を記入し、当該振込先口座の確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等の写し等の本人確認書類及び振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し（水道料引落等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要）とともに、市区町村に郵送する。
- ・なお、やむを得ず、窓口申請書を持参する人がいる場合には、窓口において本人確認を行う。また、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

Ⅱ オンライン申請方式

- ・オンライン申請方式は、マイナンバーカードを持っている人について受け付ける。
- ・受給権者は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行う。
- ・電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要とする。

6 受付及び給付開始日

- ・市区町村において決定する（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すことを願います。）（なお、「Ⅰ 郵送申請方式」「Ⅱ オンライン申請方式」それぞれについて、受付開始日を設定することができるが、いずれの場合も可能な限り速やかに受付が開始されることが望ましい。）。
- ・定額給付金の申請期限は、当該市区町村における郵送申請方式の給付申請受付開始日から 3 か月以内とする。

7 給付決定

- ・市区町村は、送付された申請書の内容を確認し、給付を決定する。

8 給付

- ・ 給付金は、申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。市区町村は、銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めるものとする。

9 市区町村における経理処理

- ・ 事業費および事務費については、市区町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する。
- ・ 事業については、事業終了後、実際に納付した給付額に基づき、国費の精算を行う。

(参考)

4月20日 高市総務大臣会見(抄)

(記者)

できるだけ早期の給付という話だったんですけども、今のところ総務省として考えているスケジュール感として、早いところではいつごろから、遅いところでもいつごろまでには国民の手元に届けられたいとか、そういうスケジュール感というのはあるのでしょうか。

(総務大臣)

まずは国会で補正予算を成立させていただくことが第1でございます。

それに続きまして、各市区町村の補正予算も組んでいただかなければならず、市区町村議会で臨時議会を開いて、これを承認していただくか、もしくは、それができないやむを得ない事情がある場合には、市区町村長が専決処分をなさるといった段取りは、踏んでいかなければなりません。

ただ、補正予算成立前においても、準備をしていただくことは可能でございますので、本日閣議決定された内容を、市区町村に通知を発出し、今から準備をしていただくよう、お伝えしております。

各市区町村の補正予算がいつ成立して、いつ給付が開始されるかは、市区町村が決めることとなっておりますけれども、できるだけ速やかな給付をお願いしてまいります。そして、そのために必要な支援をしてまいります。

何月何日からということは、今は申し上げられませんが、人口規模の小さい市区町村で準備が整っていれば、5月からの給付が可能というところもあろうかと思っております。

「総務大臣メール」(第7号:特別定額 給付金に係る事前準備)

2020年4月22日
総務省

メール本文

〈至急〉

市区町村長
都道府県知事 様

「総務大臣メール」（第7号：特別定額給付金に係る事前準備）について

晩春の候、市区町村長・都道府県知事の先生方におかれましては、ご多用の毎日をお過ごしのことと存じます。

また、新型コロナウイルス感染症につきまして、国内での感染拡大を防止し、社会機能の維持及び地域住民の皆様の健康と安全の確保を図るため、ご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、一昨日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならない。」と示され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることとなりました。

これを踏まえ、各市区町村におかれましては、可能な限り迅速に住民の皆様へ特別定額給付金（仮称）をお届けできるよう、国の補正予算の成立時期や他府省の補助事業の決定・交付時期にかかわらず、本給付金に係る各市区町村の補正予算の早期の編成・成立に向けて御尽力いただくとともに、直ちに事前準備として、特に下記の実務を進めていただきますようお願い申し上げます。

なお、これらの給付に要する事務経費については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）を受けて開始されたものであれば、全額国費の補助対象となることを改めてお伝えいたします。

〈給付に向けた事前準備〉

①実施組織の設置

本給付金の制度案（別添1「特別定額給付金（仮称）事業（案）の概要」）や過去の各種給付金の際の対応を踏まえ、速やかに実施組織の設置をお願い申し上げます。

また、給付事務に臨時職員の雇用が必要と見込まれる場合、その募集についても、早期に行って頂ければ幸いです。

②システム改修の着手（別添2「必要となるシステム改修等」参照）

本給付金の給付に当たっては、基準日時点の住民基本台帳情報の抽出に加え、当該情報を基にした給付対象者の申請状況や給付状況の管理、申請書の印刷のためのシステム整備が必要となるものと思われます。既に、住民基本台帳システムの主なシステムベンダーに対して、国から協力依頼を行っており、各市区町村におかれましては、住民基本台帳システムに係る委託事業者等との調整を早急に進めてください。

あわせて、オンライン申請方式の実施に必要な受付システムについては、国においてマイナポータルを拡充し、整備を行うこととしております。各市区町村におかれましては、マイナポータルからの受付データ取得端末の配置等が必要となるため、対応をお願い申し上げます。

③市町村から申請者への送付用封筒（長形3号等定型郵便物）、申請者から市区町村への返信用封筒（長形3号等）の印刷準備（別添3「封筒の印刷イメージ」参照）

返信用封筒を料金受取人払郵便とするためには、受取人払いの番号を取得する必要がありますが、当該番号取得に一定の日数を要することから、速やかに日本郵便と調整を行った上、印刷の準備に着手してください。

なお、日本郵便に対して、総務省から上記手続きの円滑実施について協力依頼を行うことを予定しております。

④広報の事前準備

給付対象者が申請受付開始後、速やかに申請ができるよう、申請受付開始までに本給付金の情報を申請者に届けるための十分な広報が必要となります。各市区町村の広報紙における掲載のほか、各種広報媒体の積極的活用等、事前準備を進めて下さい。

また、残念ながら既に特別定額給付金に乗じた不審なメールが確認されていると承知しております。今後、これらに関して周知啓発のお願いをさせて頂くこともあるかと存じます。何卒宜しくようお願い申し上げます。

メール本文

⑤補助金の概算払い

今回の事業の実施に当たり、各市区町村が資金面で困りにならないよう、事業費及び事務費について早期に概算交付を行うことを考えております。

昨日4月21日付けの事務連絡において、各市区町村の概算払見込み額（5月分）について事前のご報告をお願いしており、これをもとに、すみやかに補助金の概算交付を行うことができるよう準備を進めてまいります。概算交付前に事業を実施する場合には、一時的な資金手当として、繰替運用や一時借入れといった手法も活用して、速やかに給付を開始していただくようお願い申し上げます。

各都道府県知事の先生方におかれましては、都道府県内の市区町村への適切な支援をお願い申し上げます。

7回目の総務大臣メールをお読みいただき、ありがとうございました。詳細につきましては、総務省にお問い合わせいただければ幸いです。

令和2年4月22日
総務大臣 高市 早苗

「特別定額給付金（仮称）事業について」

（⇒こちらをクリック）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

※首長に必ずお届けください。

※こちらのHPにも掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daijin_mail1.html

※本メールで紹介した施策又は「総務大臣メール」に対するお問い合わせは、以下の担当までお願い致します。

・「特別定額給付金（仮称）事業」について：自治行政局地域政策課特別定額給付金室

メールアドレス：s.naruta@soumu.go.jp、m3.nakamura@soumu.go.jp

TEL：03-5253-5233（担当：鳴田課長補佐、中村主査）

・「総務大臣メール」について：自治行政局地域政策課

メールアドレス：daijin-mail@soumu.go.jp

TEL：03-5253-5523（担当：清水課長補佐、菊池事務官）

特別定額給付金（仮称）事業（案）の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円

・ 給付事業費	12兆7,344億14百万円
・ 事務費	1,458億79百万円

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者1人につき10万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願います）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

<別添2>必要となるシステム改修等

(1) 住民基本台帳システムにおける対応

給付対象者の捕捉のため、基準日時点の住民基本台帳情報を抽出するために必要な住民基本台帳システムにおける対応

(2) 給付のためのシステム上の対応

以下の機能を有するシステムの構築又は既存システムの改修

- ・ 給付対象者の申請受付状況、給付決定状況等の管理
- ・ 申請書への世帯員全体の氏名等の印字 等

問い合わせ先：各市区町村の住民基本台帳システムの保守等を行う委託事業者等
※主な住民基本台帳システムのベンダーへは国から協力依頼済み

(3) マイナポータルを通じたオンライン申請の受付のための対応

受付データ取得端末の配置及びネットワーク設定

問い合わせ先：内閣府大臣官房番号制度担当室（03-6441-3479）

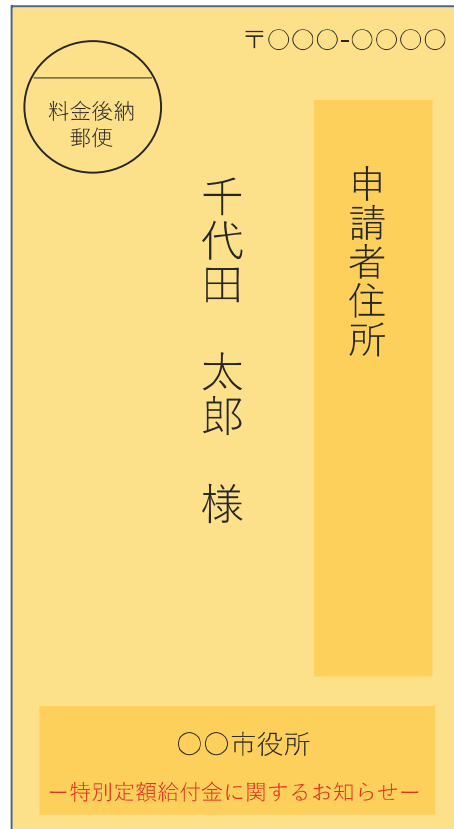
kiban.renkei.k3h@cas.go.jp

（特別給付金担当 青木参事官補佐、米山主査）

別添 3

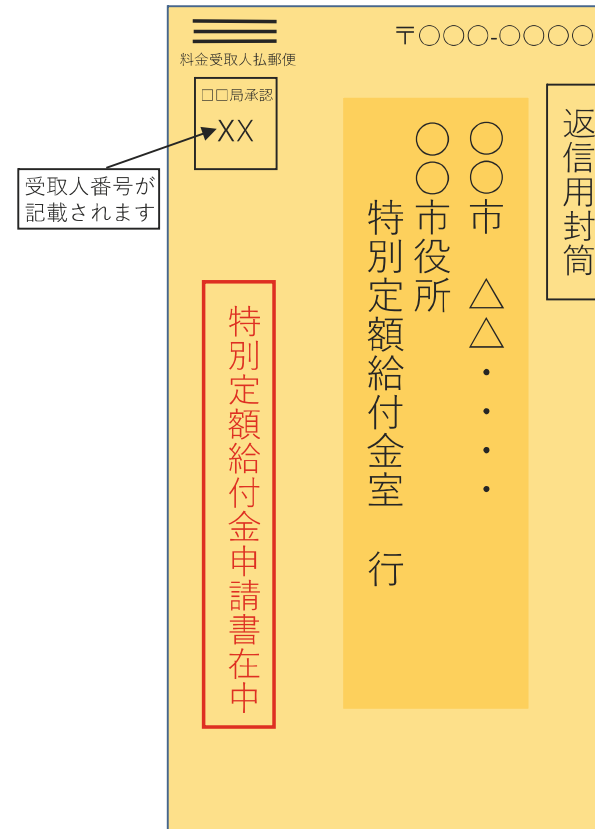
送付用・返信用封筒のイメージ

< 市区町村から申請者宛 >
(長形3号 (A4 3つ折り) 等定型郵便物を想定)



< 申請者から市区町村宛 >
(長形3号 (A4 3つ折り) 等で返送を想定)

※料金受取人払郵便により実施するため、
申請者の郵送料負担なし



<特別定額給付金の申請は、本申請書の郵送のほか、マイナポータル上でのオンライン申請も可能です>

特別定額給付金申請書

現時点での
様式(案)

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	



○ 世帯主(申請・受給者)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成	
印	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

※記名押印に代えて署名することができます。

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、申請・受給者(代理人も含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください)

	氏名	続柄	生年月日
1	千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日
2	千代田 花子	妻	平成2年4月1日
3	千代田 直子	子	令和元年12月31日
4			
5			
6			
合計金額		3 0 0 , 0 0 0 円	

特別定額給付金を希望されない方につきましては、以下のチェック欄(□)に×印を御記入ください。

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

○ 受取方法 (希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を御記入ください。)

□ A 指定の金融機関口座(申請・受給者又はその代理人の口座に限ります。)への振込を希望

□ この口座が当市区町村の水道料、地方税等の引落し又は払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。)

また、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に併記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1 0 ※		

□ B 申請書を窓口で提出し、後日、給付(申請書の返送の必要はありません。)

(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所
		明治・大正・昭和・平成	
		年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の申請・請求受給申請・請求及び受給		を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名 印

※記名押印に代えて署名することができます。

(申請書裏面)

現時点での
様式(案)

申請者本人確認書類
写し貼付け

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け

「ストップ 新型コロナ！ がんばろう岐阜」 (案)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしている中、個人、事業者などが、それぞれの立場で無理なく参加できる取組みを進め、県民や医療従事者などを応援することにより、地域に元気を取り戻す。

2 事業内容（第1弾）

- (1) **がんばろう岐阜！ 県ゆかりのアスリートによるエール配信**（清流の国推進部）
 - ・ 県ゆかりのアスリート、県内プロスポーツチームや聖火ランナー等が、県民への応援メッセージや自宅のできる運動・エクササイズなどをWEB配信する。
- (2) **医療従事者へ応援メッセージを届けよう**（知事直轄：広報課）
 - ・ 新型コロナウイルス対応の最前線に立つ医療関係者へ、広く県民から感謝や応援の気持ちを伝えるメッセージ等を募集し、4月末から順次、県のホームページで公開する。
- (3) **県のふるさと納税で医療機関を応援しよう**（清流の国推進部、健康福祉部）
 - ・ 新型コロナウイルス対策に従事する医療関係者を支援するための資金をふるさと納税で募集する。
＜想定される事業＞
 - ・ 感染者の入院治療を行う医療関係者が、帰宅せずにホテル等に宿泊した場合の費用を支援
 - ・ 感染者の診察にあたっている医療関係者への支援手当の給付 など
- (4) **マスクを作ろう、マスクを贈ろう**（健康福祉部）
 - ・ 広く県民及び県内事業者からマスクの寄贈を募り、衛生資材の不足解消を図る。特に、医療機関に対し、県民等がマスクを寄贈することで、感染症対策の最前線に立つ医療関係者を応援する気持ちと県民が一丸となって県の医療を守る姿勢を醸成する。

<周知>

[県民向け]

- ・ 県HP、記者発表等を通じて、運動の趣旨とマスクの寄贈を呼びかけ
- ・ 医療関係者のメッセージ（開始前の依頼、開始後の謝意等）の掲載

[事業者向け]

- ・ 県内経済団体等を通じて、事業所保管および市販のマスクの寄贈を依頼

<受入>

- ・ 対象資材：マスク（サージカル又はN95マスク）
- ・ 寄贈単位：1箱（50枚）単位以上
- ・ 寄贈方法：県（県庁及び各県事務所）への郵送、持参

<配布>

- ・ 原則として、各県事務所（保健所）所管エリアの新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている病院に寄贈
- ・ 応援メッセージを記載するメッセージボードを県庁や県総合庁舎に設置

(5) 花を飾ろう、医療機関に花を贈ろう（農政部）

- ・ 各事業所において、県産花きによる花飾りキャンペーンを推進する。特に、医療機関に対しては、医療従事者を応援・激励する応援メッセージを添えた花を贈る（5月以降予定）。また、県においても、花きの消費拡大に向け、県庁舎や県総合庁舎、各市町村庁舎において、職場に潤いをもたらす季節に応じた花飾りを展開する。